

「日光国立公園指定 90 周年記念」マーク使用取扱要項

1. 趣旨

「日光国立公園指定 90 周年記念」マーク（以下「90 周年マーク」という。）の使用に際し、必要な事項を定め、令和 6 年 12 月 4 日に日光国立公園指定 90 周年を迎え、その意義を広く普及、啓発することを趣旨とする。

2. 管理権限

90 周年マークは、環境省日光国立公園管理事務所が保有し管理権限を持つ。

3. 使用について

90 周年マークの使用には、次の場合を除き「日光国立公園指定 90 周年記念マーク」使用承認申請書〔別添 1〕（以下、「申請書」という。）が必要となる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 教育又は保育を目的とする機関又は施設が教育又は保育の目的で使用する場合
- (4) 日光国立公園満喫プロジェクト構成員がイベント周知広告で使用する場合
- (5) 「日光国立公園指定 90 周年記念」連携イベントとして登録された場合
- (6) 前項のほか、環境省日光国立公園管理事務所が使用を認めた場合

ただし、上記に該当する場合でも、営利目的で使用する場合には、申請書にて承認を得ることとする。

4. 90 周年マークの使用禁止要求

次のいずれかに該当またはそのおそれがある場合や不適切と環境省日光国立公園管理事務所が認めた場合は、90 周年マークの使用を禁止する。

- (1) 国民の利益を害するおそれがある場合
- (2) デザインの改変、日光国立公園と関係のない目的で使用する場合
- (3) 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

なお、環境省日光国立公園管理事務所はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

5. 使用期間

90 周年マークを使用できる期間は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 12 月までとする。

6. その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は環境省日光国立公園管理事務所が定める。

7. 附則

(1)本規程は、令和6年5月31日より施行する。

(2)本規程の改定は、令和7年3月21日から施行する。